平成２５年（フ）第３９４２号
大阪府八尾市山城町３丁目７番３号
債務者　大竹美千代
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２２号
大阪府大東市野崎１丁目15番1007号
債務者　岸本　重子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３７号
大阪府門真市栄町10番６号大宝門真ＣＴスクエアⅡ406号
債務者　真柴　精一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４０号
大阪府吹田市内本町２丁目19番15号
債務者　石井　亜紀
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７３号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目３番29号　サントハウス小阪402号
債務者　清水　志保（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９６号
大阪府豊中市北条町４丁目11番１―103号、前住所大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―203号
債務者　大手　希望
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目２番21号　泉文化
債務者　森　　俊子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４７号
大阪府東大阪市若江北町３丁目13番８号
債務者　佐藤　直子（旧姓椎木・島田）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６１号
大阪府八尾市末広町４丁目９番８―104号
債務者　森田　宗治
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８３号
大阪府豊中市曽根南町１丁目３番11号
債務者　中島　　**滿**
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２６号
神戸市長田区神楽町２丁目３番５号　清風荘104号
債務者　三島　　隆
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３９号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―1304号
債務者　山本　百合
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
長崎県対馬市厳原町国分1386番地、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷675番地
債務者　中田　徹雄
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１６３９号
名古屋市北区清水３丁目１番18号
債務者　尾関　龍太
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３４号
愛知県北名古屋市鹿田栄63番地　モリハイツ102号
債務者　柳元　ミヱ
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０６号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目51番地　シャイニー35・102号、前住所名古屋市天白区梅が丘５丁目104番地　ロイヤル植田205号
債務者　福住　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１３号
名古屋市千種区古出来３丁目２番19号　プレジールメゾン旭505号
債務者　高﨑　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部